

民訴法 3 条の 9 の要件と効果に関する若干の検討

山田 恒久

獨協大学法学部教授

1. はじめに
2. 3 条の 9 の要件について
3. 効果について
4. おわりに

1. はじめに

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 36 号）によって改正された民事訴訟法（以下、改正後の同法中の条文は法典名なしに引用于する。また、この改正前の民事訴訟法を、「旧民訴法」という。）において、3 条の 2 乃至 3 条の 12 の規定が国際裁判管轄関連の規定として新設された。このうち、3 条の 9 の規定において定められこととなった特別の事情は、旧民訴法の下で、いわゆるファミリー事件最高裁判決⁽¹⁾、及びこれに先行する下級審の裁判例で判示されてきた「特段の事情」の趣旨が立法化されたものと説明されている⁽²⁾。本稿では、施行後の約 10 年間において、3 条の 9 について言及があった裁判例として、同条が適用されたもの、及び仮に適用されたならばどのような結論が導かれるかを判示したもの、並びに同条の適用が検討されたが、しかし、結論としては適用されない旨の判示がなされたものを概観し、その傾向の検討を通じて、3 条の 9 の要件と効果に関する理解を試みるものである。

2. 3 条の 9 の要件について

(1) 規定の各文言の関係性の分析

3 条の 9 には、訴えについて、a. 日本の裁判所が管轄権を有することとな

る場合で、b. 日本の裁判所が審理及び裁判をすることが、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときという、特別の事情についての要件が定められている。

まず、2つの要件の内、a. の日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合については、一般的には、3条の2から3条の8までの規律によれば日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合を意味するものと説明されている⁽³⁾。確かに、結論的には正当と解される。しかし、規定の文言を子細に検討してみると、別の解釈の余地がないわけではない。

もともと、国際裁判管轄の管轄原因が定められている3条の2以下の規定は、その効果として、「(日本の裁判所が) 管轄権を有する」旨が定められている規定群と、「(日本の裁判所に) 訴えを提起することができる」旨が定められている規定群とに大別できる。このうち、前者に属すると解されるものとして、3条の2の各項、3条の8、及び3条の5各項(「管轄権は日本の裁判所に専属する」という文言は、「管轄権」の帰属についての規定であり、結局は「専ら日本の裁判所が管轄権を有する」という意味と解されるため、「管轄権を有する」旨が定められている規定群として位置づけた)が挙げられる。これらの規定においては、その条件が充たされたならば、その効果として、(日本の裁判所が) 管轄権を有することになるため、3条の9のa. の要件を充たすことは、文言上明らかと思われる。他方、3条の3、3条の4第1項、及び2項、3条の6、並びに3条の7の規定では、その要件が充たされて導かれる効果は、「(日本の裁判所に) 訴えを提起することができる」というものである。したがって、3条の9で求められている「管轄権を有することとなる場合」という要件を、文言上は、充たしていないということになる。

とはいって、3条の9には、管轄権を有する場合であっても、「日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く」旨の括弧書きによる除外文言が定められている。除外文言は、もともと、当該事象に該当する事象の内から、特定の事象を除くものでなければならない。したがって、「管轄権を有する場合」から除外される、「(日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき) 訴えが提起された場合」も、「管轄

権を有する場合」の一場合であると解される。

ところで、いわゆる国際的管轄合意が定められている 3 条の 7 第 1 項の規定は、「当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる」というものである。したがって、同項の要件が充たされて導かれる効果は、「管轄権の有無を定めることができる」というものではなく、(仮に我が国の裁判所に当該訴えが提起されたならば、その合意を有効なものとして)、その「訴えを提起することができる」ことが定められていると解される。それにも拘わらず、3 条の 7 第 1 項に基づいて、日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨が合意されていた場合で、その合意に基づいて訴えが提起されたとき(実際には「日本の裁判所に訴えを提起することができる」から提起したとき)を、3 条の 9 においては「(日本の裁判所が) 管轄権を有する場合」から除外する旨が定められていることになる。したがって、この取扱いから、少なくとも 3 条の 9 においては、「(日本の裁判所が) 管轄権を有する」という文言と、「訴えを提起することができる」という文言は、同義に用いられているものと解釈することができるようと思われる。以上のことから、3 条の 2 から 3 条の 8 までの規定によって、日本の裁判所が管轄権を有する場合、又は(日本の裁判所に)訴えを提起することができる場合のいずれであっても、3 条の 9 の a. の要件を充たすものと解される。

次に、第二の要件である b. の「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるとき」には、「特別の事情があると認めるとき」を導く類型として、i. (日本の裁判所が審理及び裁判をすることが)「当事者間の衡平を害」することとなるとき、又は ii. (日本の裁判所が審理及び裁判をすることが)「適正かつ迅速な審理の実現を妨げる」こととなるときの 2 類型が挙げられていると解することができる。

そして、その要素の有無の判断のための考慮事情として、イ. 「事案の性質」、ロ. 「応訴による被告の負担の程度」、及びハ. 「証拠の所在地」が具体的に挙げられ、そして、ニ. 「その他の事情」(「その他の」という文言が有する機能から、本来は、イ～ハを含む総合体としての事情で、上記 i. 又は ii の類型に該当す

る結果を導くような事情を意味する、いわゆる「その他の事情」から、その文言より前に列挙されているイ～ハの事情を除き、なお残存する事情の意味で「ニ」という独立の項目とした)が、同条には挙げられている。

ところで、イ. 「事案の性質」については、紛争に関する客観的な事情(具体的には請求の内容、契約地、事故発生地などの事情)、ロ. 「応訴による被告の負担の程度」については、当事者に関する事情(具体的には、応訴により被告に生じる負担、当事者の予測可能性などの事情)、ハ. 「証拠の所在地」については、証拠に関する事情(具体的には、物的証拠の所在地、証人の所在地などの事情)が挙げられると解されている。さらに、ニ. 「その他の事情」(ここでは、イ～ハには属さない事情で、なお考慮されるべき事情)については、当該請求に関する外国の裁判所の管轄権の有無、外国の裁判所における同一、又は関連事件の係属等の事情を挙げができると解されている。

こうした理解を前提にすると、特別の事情の有無自体が要件事実、i 又は ii が、この要件事実を直接推認させる「主要事実(=直接事実)」、さらに、イ～ニの事情(本来の条文の文言にいわゆる「その他の事情」のこと)が、この主要事実を推認させる可能性がある「間接事実」というように把握することができると思われる。これを具体的に表現すれば、イ～ニの事情で i 又は ii を推認させる事実の存在が認定されると、強く i、又は ii の存在が推認され、結果として b. の要件の本体である特別の事情の存在が導かれるということになると思われる。

(2) 裁判例における取扱い

本稿では、3 条の 9 について言及があった裁判例として、①東京地判平成 25 年 2 月 22 日⁽⁴⁾、②東京地判平成 25 年 10 月 21 日⁽⁵⁾、③東京高判平成 26 年 6 月 12 日⁽⁶⁾、④最一小判平成 28 年 3 月 10 日⁽⁷⁾、⑤横浜地判平成 26 年 8 月 6 日⁽⁸⁾、⑥東京高判平成 26 年 11 月 17 日⁽⁹⁾、⑦東京地判平成 28 年 7 月 14 日⁽¹⁰⁾、⑧東京地判平成 28 年 11 月 30 日⁽¹¹⁾、⑨東京地判平成 29 年 7 月 27 日⁽¹²⁾、⑩東京地判平成 29 年 9 月 13 日⁽¹³⁾、⑪知財高判平成 29 年 12 月 25 日⁽¹⁴⁾、⑫東京地判平成 30 年 1 月 24 日⁽¹⁵⁾、⑬さいたま地判平成 30 年 3 月 23 日⁽¹⁶⁾、⑭知財高

判平成31年3月4日⁽¹⁷⁾、⑯大阪地判令和3年1月21日⁽¹⁸⁾、⑯知財高判令和3年9月30日⁽¹⁹⁾を対象とした(以下、①～⑯として引用する)。

まず、a.の管轄権を有することとなる場合については、裁判例では、「訴えを提起することができる」旨が定められている管轄原因についても、特に言及することなく「国際裁判管轄」の存否の判断の対象として扱っている様にみえる。

また、「管轄権を有することとなる場合」というのは、文理的には、そう判断できた場合であって、管轄権が肯定されることが、要件充足のためには必要であると思われる(なお、この点については、効果との関係があるので、後に再度検討する)。したがって、管轄権の有無を判断することなく、特別の事情の有無を判断するということは論理的にはあり得ない。但し、「我が国の裁判所に国際裁判管轄権がないとしても、なお、念のために、特別の事情の有無も判断しておく」という裁判例が、2例ほどある(⑤⑨)。また、管轄原因の有無を論じることなく特別の事情の有無の判断を行った裁判例が1例あった(⑪)。

さらに、①～⑯の裁判例のなかで、国際裁判管轄を否定した⑤、⑨及び⑪、並びに特別の事情を否定した⑥(管轄原因は消費者の住所地)、⑧(管轄原因は不法行為の結果発生地)、⑬(明らかではないが被告の住所地と解される)及び⑭(被告の主たる営業所及び不法行為の加害行為地)を除くと、特別の事情を認定するための前提となる国際裁判管轄を肯定するための管轄原因については、いわゆる普通裁判籍に関連する3条の2を根拠とする被告住所地(①)、被告の本店所在地(⑫)、及び被告の主たる事務所(⑯、⑯)⁽²⁰⁾、並びにいわゆる特別裁判籍に関連する3条の3を根拠とする不法行為地のうち結果発生地(②③④⑩)、被告の財産所在地(⑦)があつた⁽²¹⁾。

ところで、旧民訴法下の裁判例において、普通裁判籍が肯定された上で、「特段の事情」が判断された裁判例は1例のみしか見つけることができなかつたのに比して、特別の事情を肯定した裁判例では、上述のように、既に4例(①⑫⑯⑯)が存在する。普通裁判籍が肯定された上で、「特段の事情」が判断された裁判例は、いわゆる遠東航空事件判決(東京地判昭和61・6・20判時1196号87頁)である。そして、この裁判例では、被告会社のユナイテッド航空の

本社の所在地をイリノイ州と認定しながら、日本に於ける主たる営業所の所在地を東京都千代田区と認定しており、国際裁判管轄決定の基準としては不適切であるとの指摘が強かった⁽²²⁾、法人の普通裁判籍に基づいて国際裁判管轄が肯定された裁判例であった。したがって、現行法の下で、同様の理由では国際裁判管轄を認めることができないものと考えられる。そのためこれを比較の対象とすることには問題がありそうである。そうであるとすれば、「特段の事情」では殆ど見ることができなかった、いわゆる普通裁判籍についてさえ、特別の事情ではこれが機能するということになる。

次に、b.の特別の事情があるときについての認定事項については、特別の事情の存在を肯定した裁判例の殆どで、iとiiとがともに認定されていた。他方、iのみ、又はiiのみが認定されていると評価できるものが各一例ずつ存在した（iのみは⑯裁判例で、iiのみは①裁判例である）。

こうした、特別の事情に関する裁判例の傾向に比して、「特段の事情」が存在する旨の裁判例の判旨では概ね、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する」という文言が定型的に用いられており、「当事者の公平」のみを表示した裁判例は、いわゆるファミリー事件最高裁判決以降の13例⁽²³⁾においては、引用が一部異なるが、しかし実際には同様の文言が用いられている裁判例が2例、及びこれとは全く異なる文言が用いられている裁判例が1例存在したのみである⁽²⁴⁾。このうち、前2者は、内容的には他の裁判例と同旨であってことさらに区別する必要は無い。後者は、施行前の3条の9を先取りして判示したと解される裁判例で、「特段の事情」の判示の前例とするには、必ずしも適切とはいえない。よって、i、又はiiのいずれか一方のみを認定して結論に至るという論理は、特別の事情に特有の状況と評価しうるようと思われる。

また、b.の具体的な事情として考慮された事情に関して、まず、イ.の事案の性質については、請求の内容に関わる事情として、既に外国において関連する訴訟が係属している場合において、我が国での訴訟が、当該外国訴訟に係る紛争から派生した紛争に関する訴訟であること、当該外国訴訟の訴因のうちの一部が重複する訴訟であること、若しくは当該外国訴訟で争われている権利

の消極的確認訴訟であること、又は当該外国訴訟における争点及び取り調べるべき証拠などが同一であることなど、並びにそうした状況下にない場合において、外国法が準拠法となること、当該外国判決が我が国で承認される保障がないことなどの諸事情が考慮されている。また、連結点に関連する事情として、原告並びに被告の国籍及び住所若しくは居所、又は本店所在地、契約の締結地、争われる権利の対象物である建物の所在地がいずれの地であるかということ、並びに使用言語、及び使用通貨がいずれの地と関連するかなどが考慮されている。

次に、ロ.の応訴による被告の負担の程度については、被告の負担に関わる事情として、外国に所在する証人の出頭確保、外国での聞き取り調査、通訳を介しての尋問、及び証拠資料の翻訳などの作業の負担、重複する外国での訴訟と日本での訴訟との両方を追行しなければならない被告の負担、並びに日本国内に支店、営業所を有しない被告外国法人の日本での訴訟追行に関する負担などが考慮されている。また、当事者の予測可能性に関わる事情として、日本での訴訟係属を当事者双方が予定、又は予想していたか否かが考慮されている。

次に、ハ.の証拠の所在地については、証拠方法である不動産が外国に所在していること、(書証の対象となる)文書、証人、その他の証拠方法が主として外国に所在していること、外国に所在する証拠方法と日本に所在するそれとの個数の比較、並びに鑑定人の指定、及び鑑定結果の評価に困難が生じる虞があることなどが考慮されている。

最後に、ニ.のその他の事情については、裁判を受ける権利が実質的に保障されるか否かということ、及び外国訴訟で収集された証拠が日本で利用できるか否かが不明であることなどが考慮されている⁽²⁵⁾。

3. 効果について

(1) 特別の事情の機能の理解に関する2つの可能性

3条の9の規定が施行されるまでは、国際裁判管轄を決定するためには、民訴法の国内土地管轄の規定に定められている裁判籍が日本国内に所在する場合に、原則として肯定される日本の裁判所の国際裁判管轄を、「特段の事情」が

存在するときには例外的に否定するという判断の枠組みが採用されていた。したがって、「特段の事情」は一旦、国際裁判管轄の肯定へと導かれる推論 자체を阻害する事情として機能していた。こうしたことから、「特段の事情」は独立の訴訟要件ではなく、国際裁判管轄の存在という訴訟要件の一要素であったといえる。

これに比して、3条の9の規定には、「裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合……においても、……特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。」と定められており、文理上は、国際裁判管轄が存在することが特別の事情の適用の要件として定められているように見受けられる。したがって、特別の事情の判断以前に国際裁判管轄が確定的に肯定されており、特別の事情が肯定されたとしても、それによって管轄原因事実の存在から国際裁判管轄の肯定へと導かれる推論 자체が阻害されることはないと考えられる。その意味で、特別の事情は国際裁判管轄の存在という訴訟要件とは異なる、独立の訴訟要件となっていると解することもできる⁽²⁶⁾。こうしたことから、3条の9が適用された結果は、国際裁判管轄の否定ではなく、単に、特別の事情が存在するから却下するという表現となるということになる。他方、同条について、「管轄権を有することとなる場合」という文言に、あえて、「べき（すなわち、可能性がある）」という文言を補って、「管轄権を有することとなる「べき（=可能性がある）」場合……においても」という、いわば補正解釈をすることも選択肢としてはあり得る。この解釈を辿る場合には、管轄権の存在は、いわば「可能性」の要件となり、必ずしも管轄権の確定的な存在を要件としないということになる。そして、一旦存在すると指定されている国際裁判管轄の存在自体を否定するという「特段の事情」と同様の機能を、特別の事情が果たすという理解を導くことも可能といえる。その結果として、特別の事情は、「特段の事情」と同様に、独立の訴訟要件ではなく、国際裁判管轄の存在の判断の一要素という位置づけとなる。そのため、「特段の事情」に関する裁判例と同様に、特別の事情の存在は、直截的に訴えの却下という結果を導くことはなく、我が国の国際裁判管轄が存在しないという結果を導くことになる。したがって、このように理解したときの

3条の9の適用の結果は、特別の事情が存在するから、我が国の国際裁判管轄は認められないため訴えを却下すると表現されることになると思われる。

よって、こうした理解の相違は、3条の9が適用された結果の表現として、「国際裁判管轄の存在が肯定されたまま、訴え自体が却下される」ということになるか、又は「国際裁判管轄が否定される結果、訴えが却下される」ということになるかという相違となって現れることになる。

(2) 裁判例における取扱い

「特段の事情」の存在を理由に訴えを却下した裁判例の典型例ともいるべきファミリー事件最高裁判決の結論部分では、「我が国の国際裁判管轄を否定すべき『特段の事情』がある」ということができる。したがって、本件預託金請求につき、我が国の国際裁判管轄を否定した原審の判断は、結論において是認することができ、原判決に所論の違法はない。」と判示され、「特段の事情」が国際裁判管轄の存否を決定する要素として機能している⁽²⁷⁾。

ところで、特別の事情を理由に訴えを却下した①～⑯の裁判例のうち、特別の事情の存在を否定した⑥及び⑧⁽²⁸⁾を除くと、「特段の事情」と同様の機能を特別の事情が果たし、特別の事情が存在するため、国際裁判管轄自体の存在が否定され、その結果として訴え却下の判決を導くものと、国際裁判管轄の存在を前提に（又は、その存否を論じることなく）訴えを却下する旨を直截に判示するものとの2種類が存在する。前者（特別の事情が国際裁判管轄の存在自体を否定するという機能を果たしていると解されるもの）に属する裁判例として②、③、⑪、⑭、及び⑯を挙げることができる。他方、後者（特別の事情が、国際裁判管轄の存在とは別個の訴訟要件として機能していると解されるもの）に属する裁判例として、①、④、⑤、⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、及び⑮を挙げることができる。

なお、④の最一小判平28・3・10（以下、「平成28年最判」として引用する）の判示からは、この点に関する態度は必ずしも明らかではない。確かに、この裁判例の原審である③の裁判例では、「控訴人らの本件各訴えは、いずれも我が国の裁判所に国際裁判管轄を認めることができないから、これらを却下した原判決は相当である」と判示されており、明確に特別の事情を理由に、国際裁

判管轄が否定され、故に訴えが却下されるという構造が採られている。したがって、この③の判旨は、「特段の事情」と同一の判断枠組を「特別の事情」についても採用しているものと解することができる。しかし、これに比して、平成28年最判（④）の判旨では、上告人の上告受理申立て理由を要約した判示においては、「……本件訴えについては日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合に当たる（民訴法3条の3第8号）」とされている。その上で、「『日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情』（民訴法3条の9）があり、本件訴えを却下することができるか否かが争われている。」と表現されており、却下すべきか否かの論理には国際裁判管轄の有無の判断が介在していない。また、こうした論旨を前提に、結論としても、「特別の事情」の存在を認定した直後に、「以上と同旨の見解に立って、本件訴えを却下すべきものとした原審の判断は、正当として是認することができる。」と判示されている。したがって、必ずしも明らかではないが、④は我が国の国際裁判管轄の存在を前提に、これとは別個の訴訟要件として特別の事情を位置づけているという類型に属するものとした。

（3）外国訴訟係属の顧慮^{（29）}

ところで、④の平成28年最判においては、外国訴訟係属を特別の事情の考慮要素として扱っているかのようにも見受けられる。実際に、この平成28年最判をめぐっては、外国訴訟係属自体を、特別の事情の一要素として顧慮した裁判例と評価したものではないと消極的に解する見解^{（30）}と、特別の事情の一要素として顧慮したと積極的に解する見解^{（31）}とが存在する。

従来、「国際的訴訟競合」、「国際二重起訴」などと呼称される（以下、本稿では「国際訴訟競合」という）問題については、同一の事件相互間での関係について論じられることが通例であった。もちろん最近の傾向として、事件の一部のみが一致する（又は重複する）ような事件相互においても、外国訴訟係属として、国際訴訟競合と同様の規制をすべしとする考え方も表れてきている^{（32）}。

もともと、国際訴訟競合の状態の理解については、大別すると、①将来に生

じる判決の競合状態と理解する承認予測説⁽³³⁾、②訴訟の競合状態と理解する訴えの利益説⁽³⁴⁾、及び③管轄の競合状態と理解する管轄規制説⁽³⁵⁾が存在していると思われる。このうち、将来に生じる判決の競合状態と理解する考え方では、その規制の要否の判断は各判決内容の重複の有無によって判断される。したがって、競合状態が規制された結果、反射的に、国際裁判管轄、又は裁判権の行使の限界に影響を与えることになるとしても、その基本的な考え方からは、我が国の国際裁判管轄、又は裁判権の行使の限界がその判断基準となることはないと考えられる。そのため、国際裁判管轄、又は裁判権の行使の限界を画定するための基準の一つである特別の事情が判決の競合状態に直接関わることはあり得ないことになりそうである。

また、訴えの競合状態と理解する考え方では、その規制の要否の判断は、国際裁判管轄とは別個の訴訟要件である訴えの利益の有無に直結することになると考えられる。したがって、国際裁判管轄、又は裁判権の行使の限界を画定するための基準の一つである特別の事情を経由するという迂遠な方法を探る必要がないと考えられる。

よって、前二者の考え方では、国際訴訟競合を特別の事情という判断枠組みで規律するという方法にはなじまないように思われる。これに比して、管轄の競合状態と理解する管轄規制説は、その競合の許否の判断は国際裁判管轄、又は裁判権の有無の判断の中に組み込まれることになる。

こうしたことを前提にすると、3条の9が果たす役割に関する理解の相違によって、国際訴訟競合を規制する機能を、3条の9が有しているか否かという結論に差が生じるということになると思われる。そして、とりわけ、手続の重複、証拠調べの便宜、証拠方法の所在などについて、彼我の裁判所に係属する訴訟相互の比較が、3条の9に定められている特別の事情の考慮要素としてなじむか否か、すなわち、管轄規制説で主張してきた、いわゆる「適切な法廷地」を決定するための一要素ともいるべき要素が、問題の焦点となると考えられる。仮に、特別の事情の考慮要素として、こうした彼我の裁判所に係属する訴訟相互の比較が許されるとすれば、その要素の把握は、質的なものではなく、どの程度適切かという量的なものとなる。そのため、国際訴訟競合のように事

件が同一である場合を超えて、事件の一部のみが一致する（又は重複する）ような事件相互の規制、すなわち、いわゆる外国訴訟係属を顧慮するべきか否かも、その量の多寡の相違にすぎず、連続した問題として位置づけることが可能となると考えられる。換言すれば、国際訴訟競合の規制、又は外国訴訟係属の顧慮の判断枠組みとして特別の事情が機能するか否かは、その要素が他の法廷地に係属する訴訟との比較を許すか否かに関わる問題とも解される。

ところで、国際裁判管轄規定の本来の役割は、紛争となっている事件を審理するための裁判権を我が国の裁判所が有するか否か決定することにある⁽³⁶⁾。そして、その判断は、我が国と当該事件との間に、我が国が審理するのに十分な密接関連性が存在するか否かによって決定される。すなわち、当該事件と我が国との密接関連性が裁判権を行使するべき程度に濃密であれば、当該事件に対する我が国の国際裁判管轄が認められ、希薄であれば、我が国の国際裁判管轄が否定されるということになる。管轄原因はその密接関連性が強く推認される類型として、予め措定されているものであろう。したがって、管轄原因が肯定されれば、我が国が審理するのに十分な密接関連性が存在するということが強く推認され、その結果、我が国の国際裁判管轄が認められることになる。

特別の事情が、この強い推認自体を阻害する機能を有する（国際裁判管轄（権）に対する一種の障礙規定である）と理解する場合には、「特段の事情」と同様に、特別の事情は国際裁判管轄の有無の決定の一要素となる。他方、推認そのものを阻害するのではなく、推認によって一旦肯定された国際裁判管轄（権）を、否定するという機能を果たす（国際裁判管轄（権）に関する一種の消滅規定である）と理解する場合には、特別の事情は「特段の事情」とは異なって、国際裁判管轄の有無とは無関係に機能する可能性をも有することになる。

我が国との密接関連性が問われている国際裁判管轄の判断過程には、他国と当該事件の密接関連性の有無の要素は、本来は無価値であると考えられる。したがって、特別の事情を国際裁判管轄の有無の決定の一要素とする理解では、考慮することができない事情とする外はないように思われる。他方、国際裁判管轄の有無とは無関係に機能すると理解する場合には、他国と当該事件の密接関連性の有無の要素も、考慮可能となると考えられる。そして、この理解に

従って、当該事件と我が国、及び当該事件と他国との密接関連性の度合いの比較が可能となれば、我が国と他国では、そのいずれか一方がより密接に関係するから、当該訴訟にとってその地が「より適切な法廷地」であるという結論も導くことができる。

こうしたことから、特別の事情の規定としての位置づけが、特別の事情による国際訴訟競合の規制、又は外国訴訟係属の顧慮の可否を決定することになると考える。

4. おわりに

以上総合すると、特別の事情の適用に当たって「特段の事情」とは変化したかと思われる点を以下3点ほど挙げることができる。

- イ. 当事者間の衡平を害することとなるときと、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなるときとを、特別の事情を推認するための独立の要素として扱っている裁判例がある。
 - ロ. 管轄原因がいわゆる普通裁判籍である被告の住所、被告の主たる営業所又は事務所の所在地であっても特別の事情は機能する裁判例がある。
(証拠の所在、外国法の適用などの特別の事情の考慮要素が、典型的な管轄原因事実を排斥する機能を果たす点で、機能が拡張しているように思われる)
 - ハ. 特別の事情が、我が国の国際裁判管轄の存在とは異別の、訴え却下の原因として扱われている裁判例がある（国際訴訟競合、関連する外国訴訟係属を規制する方法としても用いられており、他に「適切な法廷地」があることを前提としなければ、不可能な判断がなされている）
- このうち、イ.については3条の9の規定の文言が原因とも考えられる。実際に、ファミリー事件最高裁判決の規範では、マレーシア航空事件最高裁判決⁽³⁷⁾で判示された国際裁判管轄の決定の基礎である、「当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である」（下線筆者）という文言を引用して一般準則としつつ、「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」（下線筆

者) という「特段の事情」に固有の判断基準が提示されている。このうち、一般準則における「当事者間の公平」と「裁判の適正・迅速」とは、「や」で接続されており、両者は並列的に列挙されているものと解される。したがって、両者の関係は、「又は」ではなく、「及び」で接続されていると読む方が自然であると思われる。他方、この一般原則を「特段の事情」にあてはめて表現し直した「特段の事情」に固有の判断基準では、「当事者間の公平」と「裁判の適正・迅速」とが、「(読点)」で接続されており、両者の関係は選択(又は)、並列(及び)のいずれとも読める。とはいえ、必ずしも明らかではないが、一般準則との均衡からは、同様に両者の関係は並列的と解する方が適切である。その結果、このような規範の表現によって、ファミリー事件最高裁判決の判旨全体からは、「当事者間の公平」と「裁判の適正・迅速」とが、切断不可能なものとの印象が与えられていたと考えられる。実際に、前述の通り、ファミリー事件最高裁判決以降の下級審の裁判例では、ファミリー事件最高裁判決の判旨が直接引用され、「特段の事情」に固有の判断基準では、両者が「、」で接続されている表現が殆どであった。換言すれば、「特段の事情」に関する裁判例の規範自体が両者の分断を想定していなかったという解釈も可能であると思われる。したがって、「当事者間の衡平(を害し)」と、「裁判の適正かつ迅速な審理(を妨げる)」という事情が、「又は」で選択的に接続されることとなつた3条の9の下では、従来の両者の一体的な扱いから変化して、一方のみの認定で結論を導くという論理が発生する可能性が規定の文言に内在していたとも考えることができる⁽³⁸⁾。

また、ロ.については、「特段の事情」では殆どみられなかつたこの特別の事情の機能を、他の管轄原因事実と区別することなく一般的に認めるべきか否かについては、今後の検討が必要と思われる⁽³⁹⁾。さらに、問題は被告住所地のみならず、他の管轄原因事実と特別の事情の相関関係においても、同様の問題として派生する可能性もある⁽⁴⁰⁾。

最後に、ハ.については、国際裁判管轄の有無の判断の中で、管轄原因事実の微調整という役割を果たしてきた「特段の事情」とは異なる機能を、特別の事情が果たすということを意味する。確かに、特別の事情の規定について、

「従前の判例の趣旨を踏まえ、立法化されたもの」という説明⁽⁴¹⁾における「従前の判例の趣旨」が、これまでの「特段の事情」の機能と、特別の事情の機能とが、全く同一のものであるという意味ならば、立法の趣旨に反する扱いとも考えられる。しかし、その一方で、3条の9は、「日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合であっても」、特別の事情があると認めるときには、「その訴えの全部又は一部を却下することができる」と定められていて、国際裁判管轄の存否の有無とは別個の判断要素として立法されているとも解される。

さらに、その当否はしばらく措くとして、特別の事情の有無の判断は、国際裁判管轄の存否の判断に先行させることができる旨も立案担当者によって説明されている⁽⁴²⁾。しかし、「特段の事情」が果たした機能は、国内管轄のために定められている裁判籍が我が国内に存在した場合で、それが国際的な管轄原因として不適切な場合に微調整するという意味での、国際裁判管轄の有無の判断の一部であったはずである。したがって、「特段の事情」の判断はすなわち国際裁判管轄の有無の判断である。換言すれば、「特段の事情」の有無の判断も含めて全体として一体の国際裁判管轄の有無の判断において、「特段の事情」の有無の判断が国際裁判管轄の有無の判断に先行するということは論理的にはあり得ない。それにも拘わらず、特別の事情の判断を国際裁判管轄の存否の判断に先行することを認めるということは、少なくともこの点においては、「特段の事情」とは異なる位置づけとなっているように思われる。

総合すれば、「従前の判例の趣旨」は、全く同一の機能ではなく、何らかの変容をも含んだ表現であるとも解される。なお十分な検討を要するが、そうした意味で、ハ.は国際裁判管轄の決定システムの根幹に関わる変容の兆しかとも受け取れるものであり、今後もこの点に関する裁判例の動向を注視していきたいと考える。

本稿では、3条の9が適用された裁判例の傾向の検討を通じて、その要件と効果について同条の理解を試みた。そして、その理解を通じて、同条に求められている機能についても若干の検討をした。本稿の分析及び検討には不十分な点が多く、さらに深化させなければならないことを認識し、今後の課題とした。

- (1) 最三小判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁。
- (2) 例えば、法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」53頁、佐藤達文=小林康彦編著『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』(商事法務、2012年)158頁など。
- (3) 例えば、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法I〔第2版追補版〕』(日本評論社、2014年)650頁、本田靖規=中野俊一郎=酒井一『国際民事手続法〔第2版〕』(有斐閣、2012年)43頁、佐藤=小林『前掲書』(注2)157頁など。
- (4) ①判例集未登載、LEX/DB 25510985、[国際裁判管轄肯定、(特別の事情を理由に)訴え却下]。
- (5) ②民集70巻3号890頁、〈③の原審、④の第一審〉[併合された2つの訴えのうち、一方について(特別の事情を理由に)国際裁判管轄を否定(特別の事情は管轄否定の根拠)]。
- (6) ③民集70巻3号913頁、〈②の控訴審、④の原審〉[併合された2つの訴えのいずれについても(特別の事情を理由に)国際裁判管轄を否定](特別の事情は管轄否定の根拠)]。
- (7) ④民集70巻3号846頁、〈②、③の上告審〉[国際裁判管轄を肯定し、(特別の事情を理由に)訴え却下(と推測される)]。
- (8) ⑤判時2264号62頁、〈いわゆる念のため裁判〉[(仮に)国際裁判管轄肯定(するとしても)、(特別の事情を理由に)訴え却下]。
- (9) ⑥判時2243号28頁、〈特別の事情否定例〉[国際裁判管轄肯定、特別の事情を否定(特別の事情と国際裁判管轄の有無の関係については不明)]。
- (10) ⑦判例集未登載、2016 WLJPCA 07148030、〈いわゆる念のため裁判〉[訴え却下、(仮に)国際裁判管轄肯定(するとしても)、(特別の事情を理由に)訴え却下]。
- (11) ⑧判タ1438号186頁、〈特別の事情否定〉[国際裁判管轄肯定/〈本案は請求棄却〉](特別の事情は管轄否定の根拠)。
- (12) ⑨判例集未登載、LEX/DB 25448855、〈⑪の原審、いわゆる念のため裁判〉[国際裁判管轄否定、特別の事情も認められる、訴え却下](明確ではないが、国際裁判管轄肯定(するとしても)、(特別の事情を理由に)訴え却下の類型と解釈可能)。
- (13) ⑩判例集未登載、LEX/DB 25539381、[国際裁判管轄肯定、(特別の事情を理由に)訴え却下]。
- (14) ⑪裁判所ウェブサイト、〈⑨の控訴審〉[(特別の事情を理由に)国際裁判管轄否定]〈3条の9が国際裁判管轄を否定するための条文であると読むことで、3条の3第3号の適用の可否を論じることを回避して、3条の9により国際裁判管轄を否定

するという枠組みを採用している〉(特別の事情は管轄否定の根拠)。

- (15) ⑫判タ 1465 号 250 頁, [國際裁判管轄肯定, (特別の事情を理由に) 訴え却下]
<被告の本店所在地が日本国内であることを認定しながら, 特別の事情で訴えを却下>。
- (16) ⑬判例集未登載, LEX/DB 25566395, 〈特別の事情否定〉[國際裁判管轄肯定〈不適法を理由に一部訴え却下／本案は一部認容, 一部棄却〉]。
- (17) ⑭判例集未登載, LEX/DB 25570089, 〈特別の事情否定〉[國際裁判管轄否定]
(特別の事情は管轄否定の根拠とも読める)。
- (18) ⑮裁判所ウェブサイト, LEX/DB 25571363 [國際裁判管轄肯定, (特別の事情を理由に, 請求に係る) 訴え却下]。
- (19) ⑯裁判所ウェブサイト, LEX/DB 25571845, 〈⑮の控訴審〉[原審の判断を概ね維持, 但し, 判旨の結論部分では, 我が国の國際裁判管轄を否定すべき「特段の事情?」がある旨を判示⇒管轄否定原因と明確に判断しており, 原審とは異なるようにも思われる(但し, 特別の事情ではなく「特段の事情」という用語表現に若干の疑問あり)]。
- (20) 判旨では, 「被告の主たる事務所は日本国内にあること」が, 國際裁判管轄を肯定する根拠として判示されている。しかし, 他方で, 被告は, 「合成樹脂, 電子材料及び電子部品等の製造, 販売等を主たる事業とする会社」と認定されている。したがって, 「事務所」ではなく「営業所」ではないかとも疑われる。しかし, 本稿と直接関係がある事項ではないので, ここではしばらく描く。
- (21) 本稿では特別の事情に関する裁判例の傾向を概観するということを主たる目的とした。そのため, 例えば, 記事を閲覧した株主が日本に多く存在することを不法行為地の認定の理由とする判旨に対する疑問(種村佑介〔②評釈〕・ジュリ臨増 1479 号(26 年度重判) 309 頁), 金銭債務の不存在確認の訴えは, 3 条の 3 第 3 号の財産権上の訴えであることを肯定しながら, 原告の本店が日本に所在するにも拘わらず, 請求の目的が日本国内にあるときには該当しないとした判旨に対する疑問(竹下啓介〔⑤評釈〕・ジュリスト 1504 号 137 頁), 営業秘密に関する侵害について不法行為地の認定に関する判旨への疑問(長田真里〔⑤評釈〕・私法判例リマーカス 53 号 145 頁), 及びプライバシー侵害に基づく不法行為の國際裁判管轄の管轄原因事実について判旨が採用した認定方法に関する疑問(渡辺惺之〔⑧評釈〕・私法判例リマーカス 57 号 151 頁)など, 各裁判例の精密な分析に基づいてなされた指摘及び疑問にまで, 考察が及んでいない。今後の課題としたい。
- (22) 例えば, 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 I [第 2 版]』(日本評論社,

2009年) 81頁, また, 本件で適用された平成8年6月26日法律第109号による改正前の民事訴訟法4条3項に関しては, 兼子一『条解民事訴訟法』(弘文堂, 1989年) 40頁, 池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一=三ヶ月章編集『新・実務民事訴訟講座7』(日本評論社, 1982年) 23頁など。

- 23 ファミリー事件最高裁判決以降, 「特段の事情」に関して判示した裁判例として, 本稿で検討したものは, 「特段の事情」の存在を肯定した(我が国の国際裁判管轄を肯定せずに, 念のために「特段の事情」を肯定したものも含む)13例(東京地判平成10年3月19日判タ997号286頁, 東京地判平成10年11月2日判タ1003号292頁, 東京地判平成11年1月28日判時1681号147頁, 東京地判平成12年7月25日判タ1094号284頁, 東京高判平成12年12月20日金商1133号24頁, 東京地判平成14年11月18日判時1812号139頁, 東京地判平成15年9月26日判タ1156号268頁, 東京高判平成16年2月25日裁判所ウェブサイト, 仙台地判平成21年3月19日判時2052号72頁, 東京地判平成21年11月17日判タ1321号267頁, 東京地判平成23年9月7日判タ1377号236頁, 仙台高判平成23年9月22日判タ1367号240頁, 東京地判平成24年12月5日判タ1387号353頁), 及び「特段の事情」の存在を否定した5例(東京高裁平成11年3月24日判時1700号41頁, 東京地中間判平成19年3月20日判時1974号156頁, 知財高判平成22年9月15日判タ1340号265頁, 東京高判平成24年2月22日判時2228号34頁, 東京地判平成28年6月20日判例集未登載, LEX/DB 25535498)である。
- 24 引用が一部異なる裁判例として, 仙台地判平成21年3月19日(ファミリー事件最高裁判決の判旨の一部に管轄原因を例示する形で加筆するという修正があった), 及び東京地判平成10年3月19日(「特段の事情」の個別判断の規範としても, 「当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念」という表現が採用されている)がある。また, 全く異なる裁判例として, 東京地判平成23年9月7日では, 「……我が国で審理及び裁判を行うことが当事者間の衡平を害し, 又は裁判の適正かつ迅速な審理を妨げることとなる特段の事情があると認められる場合には, ……」というように, この判決の言渡期日においては施行前であった3条の9の特別の事情に関する文言が, ファミリー事件最高裁判決の判旨として参照されている。
- 25 本稿では, 裁判例において, 如何なる事実が特別の事情の考慮要素の基礎となつたかを概観することを主たる目的とした。そのため, 例えば, 鑑定人の選定の困難さを特別の事情の判断の要因とすることへの疑問(岡野祐子[①評釈]・ジュリスト臨増1466号(25年度重判)303頁), 外国法が準拠法となることを特

- 別の事情の要素とすることへの疑問（酒井一 [①評釈]・ジュリスト 1500 号 164 頁、岩本学 [⑦評釈]・富山大学紀要富大経済論集 63巻3号 127頁）、証拠の所在についての認定が適切でない可能性の指摘（横溝大 [④評釈]・ジュリスト 1517 号 133 頁）、その所在の認定において無関係な証拠の所在が考慮されている可能性の指摘（安達栄司 [④評釈]・金融・商事判例 1507 号 13 頁）、及び被告住所地管轄について、特別の事情により訴えを却下することに関する疑問（多田望 [⑫評釈]・私法判例リマーカス 61 号 150 頁）など、各裁判例の精密な分析に基づいてなされた指摘及び疑問を検討することができなかった。今後の課題としている。
- (26) 例えば、青山善充「新しい国際裁判管轄法について」明治大学法科大学院論集 10巻（2012年）363頁では、3条の9の書きぶりを、「法律として管轄権を否定した趣旨か、法律上管轄権はあるがそれを行使するか否かの裁量（羈束裁量）を裁判所に与える趣旨か、という問題がある。私は、結論的に後者と考える。」とされている。また、横山潤「国際私法」（三省堂、2012年）367頁でも同条の規定を、管轄権の存在ではなく管轄権の行使を否定する点で、「特段の事情」とは異なる点が指摘されている。
- (27) もとよりこの判旨は、その規範部分で提示された「我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである」という規範の当てはめの結果であり、「特段の事情」が国際裁判管轄の存否の判断の要素であることに外ならない。
- (28) ⑧については、「民訴法3条の9により訴えの全部または一部を却下すべき特別の事情があるとは認められない。……したがって、原告ら……の……訴えは、日本の裁判所に裁判管轄が認められる」と判示されており、特別の事情が国際裁判管轄肯定の一要素となっていると解することができる。
- (29) 従来の用語では、国際訴訟競合は、国内訴訟における二重起訴と同様に事件の同一性が認められる訴訟相互間の関係と考えられてきた（例えば、安達栄司「国際的訴訟競合」新堂幸司〔監修〕高橋宏志=加藤新太郎編集「実務民事訴訟講座〔第3期〕第6巻」（日本評論社、2013年）109頁など）。そのため、我が国で係属する訴訟と、訴訟物は同一ではないが、基礎となる事実の一部が共通であるような訴訟が外国で係属している状態を、本稿では「外国訴訟係属」と表現した。
- (30) 例えば、この裁判例の調査官解説である野村武範 [④評釈]・法曹時報 69巻 8

号 293 頁においても、一般に、外国の裁判所に関連訴訟が係属することを特別の事情の考慮要素として重視することを示したものではないと解説されている（同旨、同 [④評釈]・ジュリスト 1501 号 90 頁）。なお、山田恒久 [④評釈]・リマーカス 55 号 133 頁参照。

- (31) 不破茂「国際訴訟競合の規律再論（下）」愛媛大学法文学部論集社会科学編 41 号（2016 年）62 頁では、外国訴訟係属を特別の事情の考慮要素の一とする判断定式を示した裁判例と④を評価されている。なお、必ずしも明らかではないが、高杉直 [④評釈]・ジュリスト臨増 1505 号〈28 年度重判〉314 頁でも、判旨は外国訴訟係属自体を考慮したものではないが、しかし本判決は、積極説（特別の事情において国際訴訟競合を考慮することを肯定する立場）を採用したものと解されている。なお、村上正子 [④評釈]・ジュリスト臨増 1505 号〈28 年度重判〉147 頁でも、判旨を「外国における訴訟の状況に伴う事実関係を 3 条の 9 の『事案の性質』や『証拠の所在地』として考慮し」たとして、外国の訴訟係属自体ではないが、それから必然的に派生する状況を特別の事情として評価した裁判例と解されている。
- (32) 最近の論稿として、後友香「国際関連訴訟の規制のあり方—国際訴訟競合規制に照らして—」阪大法学 68 卷 6 号（2019 年）127 頁がある。また、中野 [④評釈]・民商法雑誌 153 卷 4 号 554 頁。
- (33) 例えば、道垣内正人「国際的訴訟競合」法協 99 卷 8 号（1982 年）1151 頁-100 卷 4 号（1983 年）715 頁、安達栄司「国際的訴訟競合論」成城法学 75 号（2007 年）1 頁、海老沢美広「外国裁判所における訴訟係属と二重起訴の禁止」青法 8 卷 4 号（1967 年）1 頁など。
- (34) 例えば、渡辺惺之「国際的二重訴訟論—訴の利益による処理試論—」新堂幸司＝鈴木正裕＝竹下守夫＝渡辺惺之＝池田辰夫編集『判例民事訴訟法の理論（中野古稀）（下）』（有斐閣、1995 年）504 頁。
- (35) 例えば、石黒一憲「外国における訴訟係属の内国的效果」澤木敬郎＝青山善充編集『国際民事訴訟の理論』（有斐閣、1987 年）323 頁、勅使川原和彦「国際民事訴訟法の基本原理としての『内外手続の代替性』について」鈴木重勝ほか編集『民事訴訟制度の一側面—内田武吉先生古稀祝賀論文集』（成文堂、1999 年）489 頁など。
- (36) その密接関連性の基準として、当事者の公平並びに裁判の適正及び迅速といった手続的価値を用いるか、当該訴訟で争われている実体権すなわち請求の内容といった、実体的価値を用いるかはなお検討を要する。また、中西康「国際裁判管

轄—財産事件」新堂幸司 [監修]・高橋宏志=加藤新太郎編集『実務民事訴訟講座 [第3期]』6巻 [2013年] 314頁では、国際裁判管轄の正当な根拠について、紛争の法廷地国との客観的な密接関連性以外にも、当事者自治、弱者保護、法廷地国の主権の保護といった要素を指摘した上で、被告と法廷地、事件と法廷地の密接関連性などについて、3条の2以下の規定が精密に分析されている。

- (37) 最二小判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁。
- (38) 立案担当者の説明でも、「いずれもが害され又は妨げられることを要するものではない」とされて、一方のみを理由に、特段の事情の存在することを肯定することができる旨が示唆されている（佐藤=小林『前掲書』（注2）159頁）。
- (39) 多田「前掲評釈」（注25）では、3条の9の立法の過程における被告住所地（主たる事務所・営業所を含む）に関する検討状況が詳細に検討され、3条の9の発動には慎重な態度が求められるべしとする旨の指摘がある。
- (40) 岩本「前掲評釈」（注25）129頁において、管轄原因と特別の事情の相関関係が存在する可能性があることについては、既に指摘されている。
- (41) 佐藤=小林『前掲書』（注2）158頁。
- (42) 佐藤=小林『前掲書』（注2）158頁では「日本の裁判所の管轄権の有無を判断するに当たっては、必ずしも日本の裁判所の管轄権が認められるか否かについての判断を先行させなければならないわけではなく、日本の裁判所の管轄権の有無を問わず、第3条の9の『特別の事情』があると認めて、訴えを却下することは可能であると考えられます。」と記述されている。